規　則

人事院は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律に基づき、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年七月二十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一八―〇―五

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

派遣職員には、人事院の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

第七条第二項を削り、同条第三項中「派遣職員（前項に規定する職員を除く。）の」を削り、「第一項本文」を「前項」に、「当該職員」を「派遣職員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事院が定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の規則一八―〇第七条第一項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の規則一八―〇第七条第一項又は第二項の規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の規則一八―〇第七条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一　施行日から平成二十三年九月三十日まで　百分の百

二　平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで　百分の七十

三　平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで　百分の四十

第三条　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事院が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の規則一八―〇第七条第一項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の規則一八―〇第七条第一項又は第二項の規定を適用したとした場合におけるこれらの規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の規則一八―〇第七条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一　施行日から平成二十三年九月三十日まで　百分の百

二　平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで　百分の七十

三　平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで　百分の四十

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の十一の表規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

告　示

○総務省告示第二百七十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十七日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
国民新党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八三 八三	七九 七九	平成二十二年五月七日
社会民主党	会計責任者の職務代行者	氏名 野本　雄二 住所 東京都中央区晴海二―五―一六 生年月日 昭和三十七年五月二十八日 選任年月日 平成二十二年五月一日	氏名 狩野　忠志 住所 東京都中央区晴海二―五―一六 生年月日 昭和三十七年五月二十八日 選任年月日 平成二十二年五月一日	平成二十二年五月十二日
公明党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四三 四四三	四四四 四四四	平成二十二年五月十四日
自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四五二 七四五二	七四五一 七四五一	平成二十二年五月二十一日
自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四三三 七四三三	七四五二 七四五二	平成二十二年五月二十五日
自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四三二 七四三二	七四三三 七四三三	
自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四三一 七四三一	七四三二 七四三二	
自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四三〇 七四三〇	七四三一 七四三一	